

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日倉吉市（以下「甲」という。）と北栄町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
政策分野	取組の内容		役割分担		政策分野	取組の内容		役割分担	
			甲の役割	乙の役割				甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	略				生活機能の強化	略			
	福祉	認知症に係る支援体制の整備	（１）及び（２） 略 （３）介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。 <u>（４）成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。</u>	（１）及び（２） 略 （３）甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。 <u>（４）成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。</u>		福祉	認知症に係る支援体制の整備	（１）及び（２） 略 （３）介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。	（１）及び（２） 略 （３）甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。
	略					略			
	略					略			
略					略				

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月25日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地

倉吉市

倉吉市長

石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地 1

北栄町

北栄町長

松本 昭夫

